

後期高齢者医療の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が少なくなった方へ**保険料減免**の制度があります

【保険料減免】

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少^(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険料の一部を減免**

※保険料が一部減免される具体的な要件（次の要件すべてに該当）

世帯主について

- (1) 事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入の種類ごとに見た令和3年の収入のいずれかが、令和2年に比べて**10分の3以上減少する見込み**であること。
- (2) 令和2年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること。

注：申請にあたっては、令和3年1月～申請月前月までの収入を証明する書類（給与明細書や帳簿等）が必要となります。

- **保険料の減免額**は、**減免対象の保険料額** (A×B / C) に、**令和2年の所得の合計額に応じた減免割合** (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料額 (A×B / C)

- A:当該被保険者の保険料額
B:世帯主の減少が見込まれる収入にかかる令和2年の所得の合計額
C:世帯主及び世帯の被保険者全員の令和2年の所得の合計額

所得の合計額に応じた減免割合 (D)

- 300万円以下の場合 : 全部(10分の10)
400万円以下の場合 : 10分の8
550万円以下の場合 : 10分の6
750万円以下の場合 : 10分の4
1,000万円以下の場合 : 10分の2

※世帯主の事業等の廃止や失業の場合には、令和2年の所得の合計額にかかわらず、減免割合が全部（10分の10）となります。

○ 減免の対象となる保険料

令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）がある保険料

※ ただし、令和2年度相当分の保険料であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により、令和3年4月1日以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、令和元年と令和2年の収入状況を比較した場合において、上記と同様の要件を満たせば、減免対象に該当する場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類（裏面を参照してください）等の詳細については、まずは府中市税務課にお問い合わせ下さい。

府中市税務課 電話：0847-43-7121
メールアドレス：zeimu@city.fuchu.hiroshima.jp
ホームページにも関連情報を掲載しております。
HP：https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/